

## 災害時における物資の保管等に関する協定

旭川市（以下、「甲」という。）と道北倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、旭川市内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）に、救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

### （要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

(1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は市国民保護対策本部（市緊急対処事態連絡室を含む。）が設置されたとき。

(2) その他、甲が必要と認めるとき。

2 前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

(1) 物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営

(2) 物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供

(3) 必要な物流専門家の災害対策本部等への派遣

(4) その他、甲が必要と認める業務

### （報告）

第4条 乙は、第2条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 物流専門家の派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

5 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

(事故発生時の取扱い)

第6条 事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

(補償)

第8条 本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

(関係機関との調整)

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、国、道、他市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第10条 甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

(平常時からの体制)

第11条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力を努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
- (3) 防災に関する情報交換
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- (5) その他、必要と認める事項

(実施細目)

第12条 この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

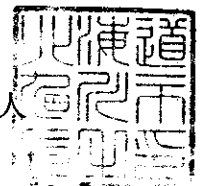
(協議事項)

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月9日

甲 旭川市  
旭川市長 西川将



乙 道北倉庫協会  
会長 伊藤誠吾



## 災害時における物資の保管等に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の保管等に関する協定（以下、「協定」という。）第12条の規定により、旭川市（以下、「甲」という。）と道北倉庫協会（以下、「乙」という。）との間において、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

### (物資の保管等に関する要請)

第2条 甲は、協定第2条第2項の規定による要請は、別記様式第1号により行う。ただし、物流専門家の災害対策本部等への派遣を要請する場合は、別記様式第2号により行う。

### (物資の保管等に関する報告)

第3条 乙は、協定第2条第1項の規定に基づく要請により、物資の保管等を行った場合は、別記様式第3号により報告する。ただし、物流専門家の派遣を実施した場合は、別記様式第4号により報告する。

### (物流専門家)

第4条 協定第3条に規定する物流専門家とは、次に掲げる災害対策本部物流専門家及び物資拠点物流専門家をいう。

- (1) 災害対策本部物流専門家とは、必要物資量・トラック台数、集荷・現地到着時間の調整等、トータルの物流システムが構築でき、災害対策本部で調整や助言を行う者をいう。
- (2) 物資拠点物流専門家とは、物資の集積拠点における荷役、管理、誘導、トラックの運用等、トータルの拠点システムが構築でき、物資拠点で調整や助言を行う者をいう。

### (事故発生時の取扱い)

第5条 乙は、協定第6条第2項に規定する物資の保管等の実施に際し発生した事故の状況を報告する場合は、別記様式第5号により行うものとする。

### (協議)

第6条 この細目協定に定めのない事項又は新たに必要となった事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

## 物資保管等要請書

第 号  
年 月 日

道北倉庫協会長 様

旭 川 市 長

「災害時における物資の保管等に関する協定」第2条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管等を要請します。

### 記

1 災害の状況及び応援を必要とする事由

2 協力を必要とする倉庫等

保管場所 (所在地)	保管期間 (日数)	保管物資等の種類 (品目、数量)

3 その他協力を必要とする作業員、荷役機械及び資機材等

場所 (所在地)	期間 (日数)	必要とする物的・人的 支援の種類・数量

物流専門家派遣要請書

第 号  
年 月 日

道北倉庫協会長 様

旭川市長

「災害時における物資の保管等に関する協定」第2条第1項の規定に基づき、次のとおり専門家の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び応援を必要とする事由

2 物流専門家の派遣を必要とする業務

(1) 災害対策本部物流専門家

派遣場所 (所在地)	派遣期間 (日数)	業務内容

(2) 物資拠点物流専門家

派遣場所 (所在地)	派遣期間 (日数)	業務内容

3 その他参考となる事項

## 物資保管等実施報告書

第 号  
年 月 日

旭川市長様

道北倉庫協会長

「災害時における物資の保管等に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり物資の保管等を実施したので報告します。

### 記

1 保管した倉庫等

保管場所 (所在地)	保管期間 (日数)	事業者名	倉庫数	作業 従事者数	保管物資等 の種類 (品目、数量)

2 その他協力を実施した作業員、荷役機械及び資機材等

場所 (所在地)	期間 (日数)	事業者名	協力を実施した 物的・人的支援の 種類・数量

3 その他参考となる事項

## 物流専門家派遣報告書

第 号  
年 月 日

旭川市長様

道北倉庫協会長

「災害時における物資の保管等に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり専門家の派遣を実施したので報告します。

### 記

#### 1 物流専門家の派遣を実施して行った業務

##### (1) 災害対策本部物流専門家

所属	氏名	派遣場所 (所在地)	派遣期間 (日数)	業務内容

##### (2) 物資拠点物流専門家

所属	氏名	派遣場所 (所在地)	派遣期間 (日数)	業務内容

#### 2 その他参考となる事項



## 物資保管に関する事故発生等報告書

第 号  
年 月 日

旭川市長様

道北倉庫協会長

「災害時における物資の保管等に関する協定」第6条の規定に基づき、次のとおり事故状況を報告します。

### 記

1 物資の保管の継続が困難な事由

2 保管した倉庫・敷地の現状

保管場所 (所在地)	保管期間 (日数)	事業者名	倉庫数	作業 従事者数	保管物資等 の種類 (品目、数量)

3 その他参考となる事項

